

男鹿市告示第128号

男鹿市入学準備助成金支給事業実施要綱を次のように定める。

令和7年10月1日

男鹿市長 菅原 広二

男鹿市入学準備助成金支給事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、児童生徒が学校等に入学する際に、保護者の経済的負担を軽減し、安心して子育てできる環境を整えることを目的として、入学準備助成金（以下「助成金」という。）支給事業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校特別支援学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校及び高等専修学校をいう。
- (2) 小学校等 学校等のうち、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学校部をいう。
- (3) 中学校等 学校等のうち、中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学校部及び中等教育学校の前期課程をいう。
- (4) 高等学校等 学校等のうち、高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び高等専修学校をいう。
- (5) 児童生徒 満18歳に達する日以後の最初の3月31日までにある者をいう。
- (6) 保護者 児童生徒を現に監護し、生計を同じくする者をいう。

(7) 基準日 学校等に入学する年の4月1日をいう。

(支給対象者)

第3条 助成金の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する児童生徒の保護者であって、基準日において男鹿市に住所を有している者とする。

(1) 基準日に学校等へ新たに入学する児童生徒

(2) 基準日に学校等へ入学予定である年齢に達する児童であって、やむを得ない事情により入学しない者

(3) 過去に、次条各号に掲げる区分の助成を受けたことがない者

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 小学校等 3万円

(2) 中学校等 6万円

(3) 高等学校等 10万円

(申請手続き)

第5条 助成金の支給を希望する者は、基準日前年度の3月31日までに、次に掲げる書類を市長に提出しなければいけない。

(1) 男鹿市入学準備助成金支給申請書（様式第1号）

(2) 振込口座を確認できる書類（通帳又はキャッシュカードの写し）

2 市長は、申請者が児童生徒と住民票上の住所を異にする場合、又は市が住民基本台帳その他の情報により保護者であることを確認できない場合は、別表に定める書類の提出を求めることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、申請期限を過ぎても申請を受け付けることができる。

(支給決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容を審査し、支給の可否を決

定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により支給の可否を決定したときは、男鹿市入学準備助成金支給決定（却下）通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。
- 3 助成金は、申請者本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
(生活保護受給世帯の取扱い)

第7条 生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護を受けている世帯における支給対象者は、助成金が生活保護制度上、収入として認定される場合があるため、あらかじめ担当部署に申し出るものとする。

(助成金の返還)

第8条 市長は、支給対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、男鹿市入学準備助成金返還命令書（様式第3号）により助成金の返還を命じるものとする。

- (1) 虚偽その他不正な手段により助成金の支給を受けたことが判明した場合
- (2) その他市長が適当でないと認めた場合

(補則)

第9条 この告示に定めるもののほか、助成金の支給に関し必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この告示は、令和8年4月1日以降に入学する児童生徒の保護者について適用する。

別表（第5条関係）

添付書類
戸籍謄本（親子関係が記載されたもの）
児童手当を受給している証明
扶養控除等申告書の写し（税法上の扶養関係確認書類）
その他市長が適当と認める養育実態を示す書類